

## 第4節 開発事業等における環境配慮の推進

### 1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、場合によっては事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

国において、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定されたことを受け、本市は平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定しました。平成23年度末までに、方法書15件及び準備書14件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

### 2 北九州市環境配慮指針

市民の環境保全意識の高まりや、地域の生活、自然環境の状況、周辺の土地利用や景観・町並みの状況等により、適切な環境保全への配慮が求められるため、開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行うための手引となる「北九州市環境配慮指針」を、平成18年9月に策定しました。

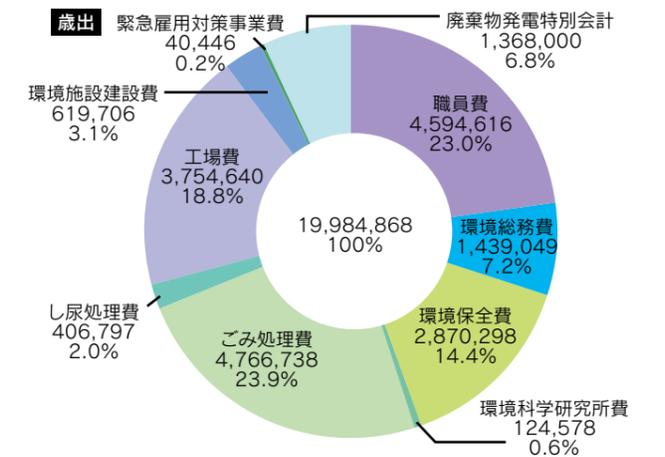
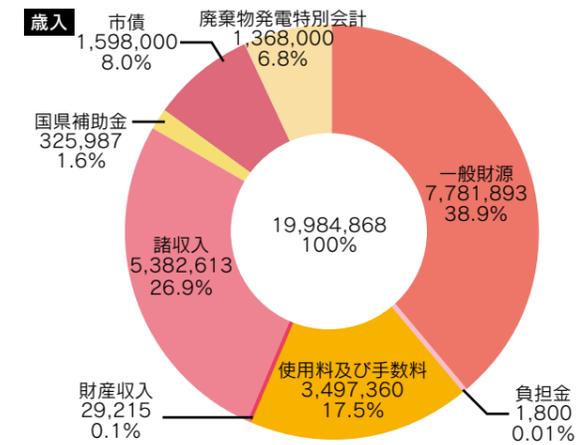
この指針は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別にかかわらず活用できるように作成しており、そのうち、市が実施する開発事業については、本指針を活用した環境配慮チェック制度を平成19年4月より導入しています。

### 3 自然環境アドバイザー制度

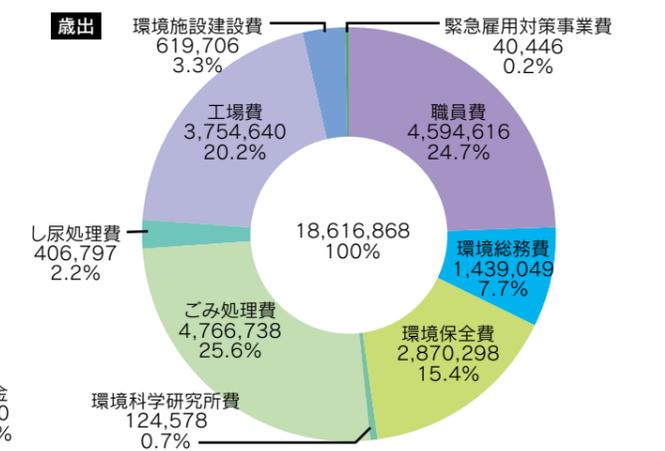
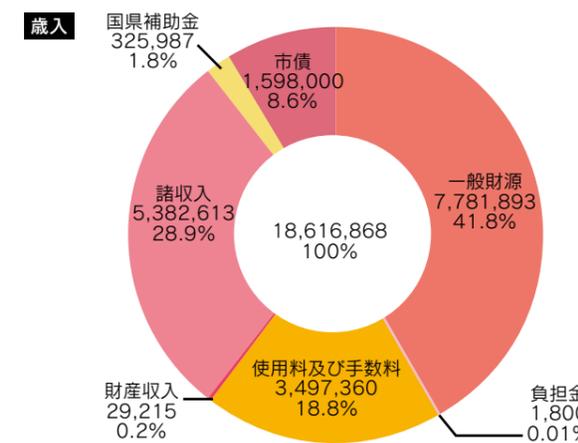
「北九州市環境配慮指針」の活用にあたり、特に専門的な知見が必要となる自然環境の保全対策に関して、この分野の専門家に対して、効率的に助言を求める制度です。平成19年度に制度の試行を開始し、これまで自然環境アドバイザーからの必要な助言を受けた公共事業を2件行いました。

■平成24年度当初予算額 (単位:千円)

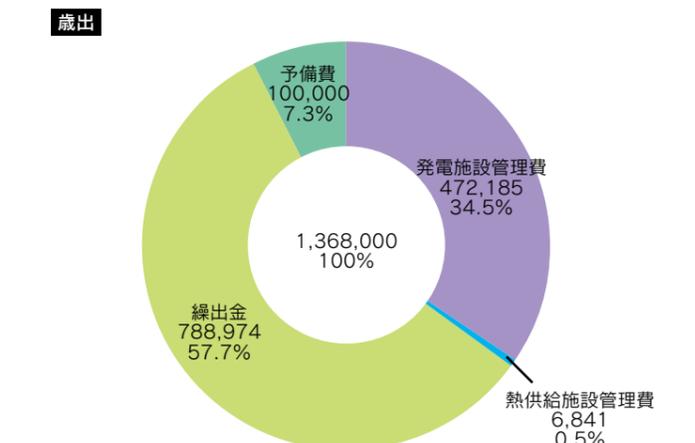
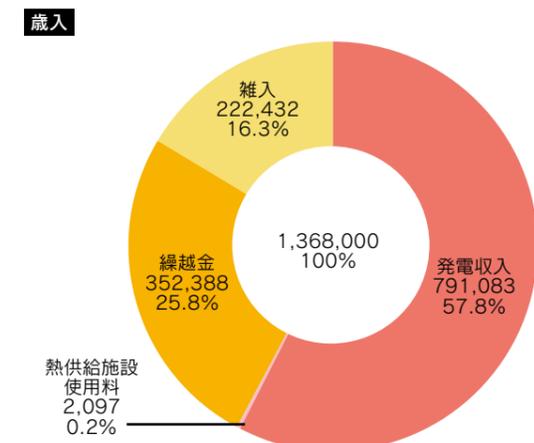
a. 一般会計 + 特別会計



b. 一般会計



c. 特別会計



特別会計：特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計から収支経理を分離して別に会計を行うものを指す。



# 3. 環境に関する市の主な支援制度等 (平成 24 年 8 月現在)

※[ ]内は本文の関連ページ

## 1. 市民、団体等を対象としたもの

### (1) 菜の花プロジェクト [5 ページ]

菜の花を栽培・収穫・搾油して、環境学習に活用する団体に対し、活動費用の一部（1 団体あたり上限 20 万円）を助成。

【担当：環境局環境学習課 ☎ 582-2784】

### (2) 古紙のリサイクル [6 ページ]

・集団資源回収団体奨励金制度

古紙回収を行う地域の市民団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付。

・まちづくり協議会地域調整奨励金制度

地域内での古紙回収促進の PR などを継続して行うまちづくり協議会に対し、奨励金を交付。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

### (3) 生ごみのリサイクル [6 ページ]

生ごみ処理機設置助成制度

市が指定した処理機を購入する市民に、購入価格（税抜き）の 1/2（上限 2 万円）を助成。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

### (4) 剪定枝のリサイクル [6 ページ]

町内会などの地域団体（概ね 100 世帯以上）が各家庭から集めた、剪定した枝・木の葉・草を市が回収。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

### (5) 廃食用油のリサイクル [6 ページ]

家庭から出た廃食用油の回収を行う町内会やまちづくり協議会に、回収ボックスを貸与。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

### (6) グリーンフロンティア助成 [10 ページ]

北九州市環境モデル都市地域推進会議に登録している市民団体や事業者等に対し、活動費用の一部（1 団体あたり活動費用の 1/2、上限 25 万円）を助成。

【担当：環境局環境学習課 ☎ 582-2784】

### (7) 太陽光発電システムの設置 [18 ページ]

自ら居住の住居に太陽光発電システムを設置する市民に、設置費用の一部（1 件あたり 6 万円）を補助。  
※ 国の補助（1kW あたり 3 万円または 3.5 万円）と併用可能。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2238】

### (8) 打ち水活動 [18 ページ]

打ち水を実施する市民団体・事業者等に対し、桶・柄杓・貯水プール、法被等、道具を無料で貸与。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2238】

### (9) 小型浄化槽の設置 [27 ページ]

小型浄化槽を設置する市民・事業所に対し、補助金を交付。

【担当：環境局業務課 ☎ 582-2180】

### (10) 環境未来技術開発助成事業 [30 ページ]

新規性・独自性に優れ実現性の高い環境技術の実証研究や社会システム研究等に、研究費用の一部を助成。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2630】

### (11) 環境未来都市 住宅リフォーム等促進事業 [21 ページ]

既存住宅のエコリフォームや高齢化対応リフォーム等を行う工事及び、エコマンションの新築に対し、その費用の一部を助成。

【担当：建築都市局住宅計画課 ☎ 582-2592】

## 2 事業者を対象としたもの

### (1) 屋上緑化 [18 ページ]

建築物の屋上（一部又は全部）を樹木・芝等で緑化する事業者に対し、補助対象経費の 1/2 または、緑化面積 1 m<sup>2</sup>あたり 2 万円のいずれか小さい金額（上限 100 万円）を助成。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2238】

### (2) 中小企業省エネ設備導入促進事業 [19 ページ]

省エネ設備や新エネ設備を導入する市内の中小企業等に対し、補助対象経費の 1/3（上限 300 万円）を助成。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2630】

※ このほかにも、国や県等による支援制度もあります。